5　令和十二年度以後の各年度における第十四条の二の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「令第十三条」とあるのは「令附則第十二条の規定により読み替えられた令第十三条」とする。

（建設改良費に準ずる経費に関する経過措置）

第八条　令第十五条第一項第一号イに規定する建設改良費に準ずる経費として総務省令で定めるものは、第十二条各号に定める経費のほか、次に掲げるものとする。

［一～三　略］

四　令和十一年度までの間における住民の利便性の向上、地方公共団体の行政運営の効率化又は地域社会の諸課題の解決に寄与する情報システム又は情報通信機器の整備に係る事業に要する経費

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○総務省令第一号

地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき、令和七年度における地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

総務大臣　村上誠一郎

財務大臣　加藤　勝信

令和七年度における地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令

地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする公庫債権金利変動準備金の金額は、二千億円とする。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第一号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第四条第一項の規定に基づき、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第四条第一項に規定する基本計画等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

総務大臣　村上誠一郎

財務大臣　加藤　勝信

厚生労働大臣　福岡　資麿

農林水産大臣　江藤　拓

経済産業大臣　武藤　容治

国土交通大臣　中野　洋昌

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第四条第一項に規定する基本計画等に関する省令の一部を改正する省令

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第四条第一項に規定する基本計画等に関する省令（平成十九年総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

5　令和五年度における第十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「令第十三条」とあるのは「令附則第十三条又は第十四条の規定により読み替えられた令第十三条」と、「並びに法第五条の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額」とあるのは「、法第五条の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

6　令和六年度以後における第十四条の二の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「令第十三条」とあるのは「令附則第十四条の規定により読み替えられた令第十三条」とする。

（建設改良費に準ずる経費に関する経過措置）

第八条　令第十五条第一項第一号イに規定する建設改良費に準ずる経費として総務省令で定めるものは、第十二条各号に定める経費のほか、次に掲げるものとする。

［一～三　同上］

［新設］